

(2) 地球温暖化の防止

施 策 の 目 標		二酸化炭素などの温室効果ガスの排出削減対策を進めるとともに、エネルギーの適正利用や新エネルギーの導入を促進するなど、地球温暖化の防止を図るための目標を次のとおりとします。 ◆地域における温室効果ガスの排出削減に向け、全ての人びとが自ら進んで取り組む社会をめざします。			
数 値 目 標	目標項目	二酸化炭素排出量			
	目 標 値	基本計画の目標 (平成 22(2010) 年度)	実施計画の目標 (平成 18(2006) 年度)	現 状 値 (平成 12(2000) 年度)	
【数値目標の説明】 本県の地球温暖化対策の基本となる「チャレンジ6－三重県地球温暖化対策推進計画－」に掲げる二酸化炭素排出量に係る目標値です。この目標値は、京都議定書の趣旨を踏まえ、平成22(2010)年度に、平成2(1990)年レベルから6%削減することとしています。 ※1 平成22(2010)年度における計画の進捗状況は、平成23(2011)年度春に把握可能な平成20(2008)年度の実績値で評価します。なお平成20(2008)年度の二酸化炭素排出量の目標値は6,902千t(炭素換算)です。 ※2 平成18(2006)年度における計画の進捗状況は、平成19(2007)年度春に把握可能な平成16(2004)年度の実績値で評価します。なお平成16(2004)年度の二酸化炭素排出量の目標値は7,470千t(炭素換算)です。					

ア 温室効果ガス削減対策の推進

① 産業部門における対策の推進

◆ 地球温暖化対策計画の策定等の促進【環境森林部】

三重県生活環境の保全に関する条例に基づき、一定規模以上の工場・事業場に地球温暖化対策計画の策定を働きかけるとともに、策定した地球温暖化対策計画の実施状況を調査、分析し、実効性のある取組を促進します。

◆ 普及啓発の推進【環境森林部】

企業を対象とする意見交換会や講演会を開催し普及・啓発を進めます。

◆ CO₂排出量取引制度の促進【環境森林部】

平成14年度、15年度に実施した「CO₂排出量取引制度の検討」の成果をもとに、国へ政策提言を行います。

② 運輸部門における対策の推進

- ◆ アイドリングストップの促進【環境森林部】
三重県生活環境の保全に関する条例に基づき、一定規模以上の駐車場の管理者に対し、利用者へのアイドリングストップの周知を働きかけます。
- ◆ 低公害車の普及促進【環境森林部】
二酸化炭素の排出が少ない自動車の普及を図るため、低公害車フェアを開催します。
- ◆ モデル事業の推進【環境森林部】
平成15年度に検討した地球温暖化対策「三重モデル」の1つである「パーク・アンド・ライド」や「廃食油利用」、「環境定期券」をモデル的に実施します。
- ◆ 自動車使用管理計画の策定【環境森林部】（再掲）
自動車NOx・PM法に基づき、対策地域内で30台以上自動車を保有している事業者に対し、自動車使用管理計画の策定を指導するとともに、定期の報告により同計画の進捗状況を把握します。

③ 民生部門における対策の推進

- ◆ 三重県地球温暖化防止活動推進センターによる取組の推進【環境森林部】
地球温暖化防止の活動拠点として「三重県地球温暖化防止活動推進センター」を指定し、実効性のある温暖化対策活動の検討や地球温暖化防止活動推進員の育成、啓発・広報活動などを行います。
- ◆ 地球温暖化対策地域協議会による取組の促進【環境森林部】
地域に根ざした温暖化防止の取組活動を行う「地球温暖化対策地域協議会」の設立を促進するため、地域協議会が主体となって行う事業に対する助成を行うとともに、設立に向けた講演会やセミナーを開催します。
- ◆ 事業者等の二酸化炭素排出削減の促進【環境森林部】
事業者等の二酸化炭素の排出削減の実効性を確保するため、意識調査や二酸化炭素排出実態の分析を行い、県民や事業者との協働のもとで、条例の改正も視野に入れた新たな制度の検討を行います。
- ◆ 市町村等における地球温暖化対策実行計画の策定促進【環境森林部】
地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、市町村及び一部事務組合に地球温暖化対策実行計画の策定を働きかけます。また、ビル管理法に規定する一定規模以上の建築物を対象に、自主的な地球温暖化対策計画の策定を促進します。

- ◆ 「エコ・ポイント」事業の促進【環境森林部】
二酸化炭素削減活動を推進するため、業界団体、市町村、NPO等で構成する協議会を設置し、地球温暖化防止「三重モデル」の1つである「エコ・ポイント」事業（県民が行う電気使用量等の削減活動）や植樹活動、レジ袋削減活動などの自主的な取組を支援します。
- ◆ 三重県地球温暖化対策率先実行計画の見直し【環境森林部】
平成13年3月に策定した「三重県地球温暖化対策率先実行計画」の見直しを行い、県自らの二酸化炭素の排出削減を進めます。
- ◆ 温室効果ガス削減事例集の作成【環境森林部】
企業や各家庭・事業所における温室効果ガス削減メニューについて、具体的な事例集を作成します。
- ◆ 普及啓発の推進【環境森林部】
ホームページで、温暖化による海面上昇の様子や啓発用動画を配信するなど、普及啓発効果の高い情報発信を行います。
- ◆ 二酸化炭素の吸収・固定を高める森林吸収源対策の推進【環境森林部】（再掲）
地球温暖化防止のための二酸化炭素の吸収・固定量の増加と水源かん養などの森林の持つ公益的機能の高度発揮を目的として、地域と行政が一体となった環境林の公的管理など森林吸収源対策を進めます。

＜この施策を推進するための目標＞

目標項目	民生部門家庭系の二酸化炭素排出量		【目標の説明】
目 標 値	実施計画の目標 (平成18(2006)年度)	現 状 値 (平成14(2002)年度)	○家庭における二酸化炭素の年間排出量 (平成18(2006)年度の目標値は、平成19(2007)年度春に把握できる最新データである平成16(2004)年度の実績値により測ることとします。)
	712千t-c	713千t-c	

イ エネルギーの適正利用の推進

- ◆ 省エネルギー機器の導入支援【環境森林部】
地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「地球温暖化対策地域協議会」が行う電圧調整装置等の省エネルギー機器の導入経費を助成します。
- ◆ 地域における省エネルギーの取組促進【環境森林部】
地球温暖化防止活動推進員を活用し、地域における省エネルギーへの取組や省エネルギー機器の導入を促進します。
- ◆ 環境と共生した住まいづくりの支援【県土整備部】
平成13(2001)年度に策定した住宅マスター・プランに基づき、住宅金融公庫融資における地方公共団体施策住宅として、三重県雨水等有効活用型住宅を創設することにより、優遇措置を活用した市場の誘導を行っています。
- ◆ LED信号灯器の導入【警察本部】
省エネルギー対策として、LED信号灯器の導入を引き続き行い、消費電力の削減を図ります。
- ◆ 省資源・省エネルギーの啓発【生活部】
県民一人ひとりの資源・エネルギーの有効利用に関する正しい理解と実践を促進するため、県内の各種団体で構成する「資源とエネルギーを大切にする県民運動推進会議」を中心に、県民大会の開催等による啓発活動を展開します。

<この施策を推進するための目標>

目標項目	地球温暖化防止活動推進員数		【目標の説明】 ○地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき県が委嘱する、地域において地球温暖化防止に関する活動を行う推進員の養成数
目標値	実施計画の目標 (平成18(2006)年度)	現状値 (平成14(2002)年度)	
	90人	—	

ウ 新エネルギーの導入促進

◆ 住宅太陽光発電システムの普及促進【総合企画局】

住宅太陽光発電システムの普及を促進するため、住民への補助事業を実施する市町村に対して住宅用太陽光発電システム普及支援事業を実施します。

◆ 学校施設への太陽光発電システムの導入促進【総合企画局】

学校施設への太陽光発電システムの導入を進めるため、市町村や学校法人に対してエコスクール支援事業を実施します。

◆ 県施設への新エネルギー率先導入【総合企画局】

住民への新エネルギー普及啓発のため、県施設への新エネルギー率先導入事業を実施します。

◆ 新エネルギーの普及啓発【総合企画局】

新エネルギーに対する住民や市町村等の理解を深めるため、太陽光発電や風力発電などの新エネルギーの普及啓発事業を実施します。また、「三重県バイオマスエネルギー利用ビジョン」に基づき、バイオマス資源の計画的なエネルギー利用を促進します。

◆ 木質バイオマスエネルギーの導入促進【環境森林部】

県産材利用の課程で発生する林地残材や製材工場残材及びのこ生産後の廃菌床の有効利用を図るための木質バイオマスエネルギー生産・利用施設の整備を促進します。

◆ 未利用エネルギーの有効利用【企業庁】

三重ごみ固形燃料（RDF）発電事業については、施設の安全性の確保を前提として、ゴミの持つ未利用エネルギーの有効活用に努めます。

＜この施策を推進するための目標＞

目標項目	新エネルギーの導入量（原油換算）		【目標の説明】 ○三重県における新エネルギー導入による従来型一次エネルギー（石油・石炭等）の削減量（原油換算 kJ）で、2000年3月に策定した「三重県新エネルギービジョン」で設定した導入目標の中間年次値
目標値	実施計画の目標 (平成18(2006)年度)	現状値 (平成14(2002)年度)	
	179,000 kJ	153,631 kJ	